

天理市工場等誘致条例を 改正します!!

～条例改正(案)のポイント～

平成27年1月1日施行予定



指定要件の緩和、指定業種・指定地域・奨励措置の拡大を行います。

『天理市工場等誘致条例』を、企業にとってより魅力的なもの、進出をうながすものとするため指定要件を緩和するとともに、製造業以外にも業種を拡大し、『(仮称)天理市企業立地支援条例』と改め、国内に事業拡大する企業の誘致及び、既存の市内企業の定着を図るため、条例を大幅に改正し“天理の強みを活かした産業の活性化”を図ります。



天理市

改正(案)のポイント(平成27年1月1日施行予定)

指定要件の緩和

工場等の設置者に対して奨励措置を講じることにより誘致を図り、“市経済の活性化”及び“市民生活の向上”が本条例の目的であります。従来指定要件では、ハードルが高く、必ずしも設置者である企業側の意向にそえるものではありませんでした。

改正(案)では、新設・増設・移設いずれにおいても借地にも対応。また、「用地取得後3年以内に操業を開始すること」という期間要件も廃止し、本市へ立地する際のハードルを下げることにより誘致をうながすこととなり、既存企業の事業拡大においても、より魅力のある有利な制度となります。

指定業種の拡大

これまでの指定業種を、製造業以外の業種へ拡大することにより、より多くの企業(法人及び個人)が奨励措置の対象となり、企業側の立地先選定に有利に働くものとなります。

また、多様な業種の企業が本市に立地されることで、雇用機会の拡大にもつながるものとなります。

指定地域の拡大

立地いただく地域について、これまでは都市計画法に規定する工業地域・準工業地域に限られていましたが、改正案では市内全域を対象とし、企業にとっては、立地環境の選定に自由度が増すこととなり、市内に土地をお持ちの方にとっても、土地の有効活用を図ることが可能となります。

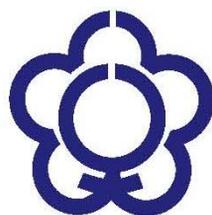
奨励措置の拡大

設置奨励金の交付条件を選択制とし、企業の状況に応じて柔軟に対応することで、同等条件を有する他自治体に比べ、より魅力のあるものとなり、立地先を検討する際の有力な材料となります。

また、地元雇用に対する奨励金においても人数要件を緩和し、交付対象を拡大することで、より有利な制度となります。

現行の制度と改正後の制度の比較

区分	現 行	改 正 案
指定要件	新設、増設、移設 ①指定地域(準工業地域、工業地域)への工場等の設置 ②公害防止協定締結 ③用地取得後3年以内に操業開始 ④操業開始日における従業員数 新設15人以上、増設及び移設10人以上の雇用 ⑤投下固定資産総額3億円以上	新設、増設、移設 ①指定地域要件廃止 ②公害防止協定締結 ③用地取得要件廃止(借地可) ④操業開始日における従業員数要件廃止 ⑤投下固定資産総額1億円以上 用地取得3年以内の操業は用地費を含めることができる (増設の場合、5,000万円以上) ※中小企業にあつては1,000万円以上 以上に条件を緩和 (増設の場合、500万円以上)
指定施設	物の製造の事業を行うために必要な工場その他の施設及び流通業務施設	営利を目的として継続的に事業を営む法人又は個人が設置する事業所 (販売用及び賃貸用は含まない) ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる風俗営業及びこれに類する営業でないこと
奨励金額と交付期間	【工場等設置奨励金】 奨励金交付前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で交付 ①初年度 固定資産税の 100/100 ②2年度 固定資産税の 75/100 ③3年度 固定資産税の 50/100 【雇用促進奨励金】 操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員で、1年以上の地元雇用に対して10人を超える1人につき20万円 (限度額2,000万円)	【事業所設置奨励金】 奨励金交付前年度に賦課された固定資産税額に相当する額を次の割合で交付 5年間 固定資産税の 60/100 または、 3年間 固定資産税の 100/100 (選択制) 【雇用促進奨励金】 操業開始に伴い新たに雇用した常時雇用従業員で、1年以上の地元雇用に対して5人を超える1人につき20万円 (限度額2,000万円) ※中小企業にあつては、2人を超える1人につき20万円 (限度額2,000万円)



天 理 市

TENRI CITY

お問い合わせ先

天理市環境経済部 産業振興課 産業競争力強化室
〒632-8555
天理市川原城町605 ☎0743-63-1001